

○北栄町屋外広告物に係る許可申請書等の様式を定める要綱

平成24年9月12日

訓令第49号

(目的)

第1条 この要綱は、北栄町における鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し、鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第50号)及び鳥取県屋外広告物安全点検指針(以下「指針」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(許可申請)

第2条 条例第3条第1項及び第3条の2第3項の規定による許可の申請書は、様式第1号によるものとする。

(許可内容の変更の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による許可の申請書は、様式第2号によるものとする。

(許可証票等の様式)

第4条 前2条に規定する許可(はり紙その他これに類する広告物についての許可を除く。)を受けた者に交付する許可証票の様式は、様式第3号及び様式第4号によるものとする。

2 前2条に規定する許可を受けた広告物(はり紙その他これに類する広告物に限る。)の許可の表示は、様式第5号による許可済印の押印によるものとする。

(通知書等)

第5条 条例第3条の2第1項第3号の規定による屋外広告物を設置しようとする者は、様式第6号を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があった場合においては、申請者に様式第7号を通知するものとする。

(完成の届出)

第6条 前条第1項の申請者は、当該屋外広告物を設置したときは、様式第8号を町長に提出するものとする。

(点検の結果の記録)

第7条 条例第7条の3第1項及び第2項による点検の結果は、指針で定める指針様式第1号、指針様式第2号及び指針様式第3号(以下、「屋外広告物点検結果記録票等」という。)によるものとする。

(除却の届出)

第8条 条例第7条の5第3項又は、第6条の規定により設置した屋外広告物を除却した場合の様式は、様式第9号によるものとする。

(身分証明書)

第9条 条例第9条の3第2項の規定による身分を示す証明書は、様式第10号によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月12日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の前に許可を受けた屋外広告物は、その許可満了のときまでは、なお、従前の例によるものとする。

附 則(平成27年3月30日訓令第18号)

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

附 則(平成28年3月14日訓令第9号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年8月24日訓令第21号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月10日訓令第17号)

この訓令は、令和5年5月10日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

新規	更新
----	----

屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書

年 月 日

北栄町長 様

郵便番号

申請者 住所

氏名 ㊟

（本人の署名であることが確認できる限り、押印を省略できます）

（電話番号 ）

鳥取県屋外広告物条例第 3 条第 1 項（第 3 条の 2 第 3 項）の規定により、屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

管 理 者	住 所	
	氏 名	
施 工 者	住 所	
	氏 名	
	屋外広告業登録	年 月 日 第 号
設 計 者	住 所	
	氏 名	
表示（設置）物件	区 分	
	規 格	
	数 量	
表示（設置）場所	北栄町	表示（設置）期間
		年 月 日から 年 月 日まで

注 1 各住所欄は、法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

2 各氏名欄は、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付書類

- 1 形状、寸法、材料その他構造に関する仕様書（大型広告物（鳥取県屋外広告物条例別表の 4 本文に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）のうち、人工の光源を用いるものにあつては、移動、点滅又は回転の有無を明らかにすること。）
- 2 付近の見取図
- 3 意匠及び色彩を表す図面（大型広告物にあつては、表示面積のうち彩度 8 以上の色彩を使用する部分の面積を明らかにすること。）
- 4 表示（設置）場所が他人の所有又は管理に属するときは、それらの者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類

様式第2号（第3条関係）

屋外広告物表示（掲出物件設置）変更許可申請書

年 月 日

北栄町長 様

郵便番号

申請者 住所

氏名 ㊟

（本人の署名であることが確認できる限り、押印を省略できます）

（電話番号 ）

鳥取県屋外広告物条例第4条第1項の規定により、許可内容の変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

管 理 者	住 所	
	氏 名	
施 工 者	住 所	
	氏 名	
	屋外広告 業 登 録	年 月 日 第 号
設 計 者	住 所	
	氏 名	
変更しようとする許可の年月日及び番号		年 月 日 第 号
変更しようとする物件	区 分	
	規 格	
	数 量	
変更しようとする事項及び内容		

注1 各住所欄は、法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

2 各氏名欄は、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付書類

- 1 形状、寸法、材料その他構造に関する仕様書（大型広告物（鳥取県屋外広告物条例別表の4本文に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）のうち、人工の光源を用いるものにあっては、移動、点滅又は回転の有無を明らかにすること。）
- 2 付近の見取図
- 3 意匠及び色彩を表す図面（大型広告物にあっては、表示面積のうち彩度8以上の色彩を使用する部分の面積を明らかにすること。）
- 4 表示（設置）場所が他人の所有又は管理に属するときは、それらの者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類

様式第3号(第4条関係)

北栄町指令(文書番号)

屋外広告物表示(掲出物件設置)許可書

様

年 月 日付けで申請のあった、屋外広告物(許可内容変更)については、
鳥取県屋外広告物条例第3条の規定により下記のとおり許可します。

年 月 日

北 栄 町 長

記

1. 表示又は設置の場所

2. 表示又は設置の期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3. 物件

4. 数量

5. その他

- (1) 鳥取県屋外広告物条例第2条の規定による禁止地域等に広告物を掲出しないこと。
- (2) 美観風致を害し、又は公衆に危害を及ぼす恐れのないように管理すること。
- (3) 許可期間が満了したときは速やかに取り除くこと。ただし、許可期間満了前において期間変更が必要な場合は、屋外広告物表示(継続)申請書を提出し、継続許可を得ること。
- (4) 許可内容を変更しようとするときは、鳥取県屋外広告物条例第4条の規定により届出を行うこと。
- (5) この広告物の表示設置について、建築基準法(昭和25年法律第201号)、道路法(昭和27年法律第180号)その他による許可等が必要なときは、当該法令による許可を受けた後でなければ着手しないこと。

(不服申立ての教示)

この許可について不服があるときには、この許可を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に北栄町長に対して審査請求することができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北栄町を被告として（訴訟において北栄町を代表とする者は北栄町長となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

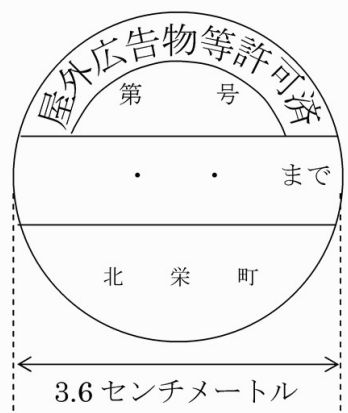
様式第4号（第4条関係）

屋外広告物等許可証票	
許可年月日 及び番号	・ ・ 第 号
許可期限	・ ・ まで
北 栄 町	

4センチメートル

6センチメートル

様式第5号（第4条関係）



様式第 6 号(第 5 条関係)

屋外広告物表示（掲出物件設置）通知書

年 月 日

北栄町長 様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

印

(本人の署名であることが確認できる限り、押印を省略できます)

電 話

屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）について、下記のとおり関係書類を添えて通知します。

管 理 者	住 所		
	氏 名		
施 工 者	住 所		
	氏 名		
	屋 外 広 告 業 登 録	年 月 日 第 号	
設 計 者	住 所		
	氏 名		
表示（設 置）物件	区 分	屋上広告 ・ 壁面等 ・ 野立て広告 ・ その他（ ）	
	規	（ 照明 有 ・ 無 ）	
	数 量		
表示（設 置）場所	北栄町	表示(設 置)期間	年 月 日から 年 月 日まで
規制区域	禁止 ・ 制限（ m）	指 定 路 線	

注 1 各住所欄は、法人にあつては、主たる事務所の所在地を記載すること。

2 各氏名欄は、法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付書類

- 1 形状、寸法、材料その他構造に関する仕様書（大型広告物（鳥取県屋外広告物条例別表の4本文に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）のうち、人工の光源を用いるものにあつては、移動、点滅又は回転の有無を明らかにすること。）
- 2 付近の見取図
- 3 意匠及び色彩を表す図面（大型広告物にあつては、表示面積のうち彩度8以上の色彩を使用する部分の面積を明らかにすること。）
- 4 表示（設置）場所が他人の所有又は管理に属するときは、それらの者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類

様式第7号(第5条関係)

北栄町(文書番号)

屋外広告物表示（掲出物件設置）承諾書

様

年 月 日付けで申請のあった、屋外広告物設置については、下記のとおり承諾します。

年 月 日

北 栄 町 長

記

1. 表示又は設置の場所

2. 規制区域・指定路線

3. 物件

4. 数量

5. その他

- (1) 美観風致を害し、又は公衆に危害を及ぼす恐れのないように管理すること。
- (2) この広告物の表示設置について、建築基準法（昭和25年法律第201号）、道路法（昭和27年法律第180号）その他による許可等が必要なときは、当該法令による許可を受けた後でなければ着手しないこと。
- (3) この広告物を撤去した場合は、除却届を提出すること。

様式第 8 号(第 6 条関係)
屋外広告物表示（掲出物件設置）完了届出書

年 月 日
北栄町長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名 印
(本人の署名であることが確認できる限り、押印を省略できます)
電 話

屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）が完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

承諾年月日	年 月 日 第 号		
設置場所	北栄町 番地先		
規制区域	禁止・制限 (m)	指定路線	
完了年月日	年 月 日		
担当部署 申請者と異なる 場合のみ記載			
管理者 申請者と異なる 場合のみ記載	住 所		
	氏 名		
表示の種類 該当するものに ○をして下さい	屋上広告 ・ 壁面等 ・ 野立て広告 ・ その他 ()		
規格及び数量			
添付書類	全景及び接写等の状況写真（設置前・設置後）		
その他			

注 1 各住所欄は、法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。
2 各氏名欄は、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第9号（第7条関係）

屋外広告物等除却届出書

年 月 日

北栄町長 様

郵便番号

申請者 住所

氏名 ㊞

（本人の署名であることが確認できる限り、押印を省略できます）

（電話番号 ）

次のとおり屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の除却をしたので、鳥取県屋外広告物条例第7条の4第3項の規定により届け出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
表示又は設置の場所	
広告物等の種類	
広告物等の数量	
除却年月日	年 月 日
除却の理由	1 許可の期間が満了した。 2 許可を取り消された。 3 設置し、又は表示する必要がなくなった。 4 経過措置期間を経過した。 5 除却を命ぜられた。 6 滅失した。 7 その他（ ）

注1 住所は、法人にあつては、主たる事務所の所在地を記載すること。

2 氏名は、法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 「除却の理由」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

(表面)

写 真		身 分 証 明 書		第 号
		所 属 職 名 氏 名		年 月 日生
この証明書を携帯する者は、鳥取県屋外広告物条例第9条の3第1項に規定する検査を行う職員である。				
				年 月 日
北栄町長				印

(裏面)

鳥取県屋外広告物条例（抜すい）

（立入検査等）

第9条の3 知事は、この条例を施行するために必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等进行检查させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

（1） 第9条の3第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（2） 略

様式第 1 号(第 2 条関係)

様式第 2 号(第 3 条関係)

様式第 3 号(第 4 条関係)

様式第 4 号(第 4 条関係)

様式第 5 号(第 4 条関係)

様式第 6 号(第 5 条関係)

様式第 7 号(第 5 条関係)

様式第 8 号(第 6 条関係)

様式第 9 号(第 8 条関係)

様式第10号(第 9 条関係)